

高知市上下水道局準備外線取扱指針

（目的）

第1条 この指針は、宅地開発に伴い当該開発区域内の道路に新設される給水管の布設及び管理を適正かつ円滑にするために、準備外線の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（準備外線の定義）

第2条 この指針において「準備外線」とは、宅地開発に伴い当該開発区域内の道路に高知市給水条例（昭和48年条例第16号）第3条第4号に定める私設配水管又は市の配水管を布設する場合において、当該道路の舗装工事及び各戸の給水装置新設工事に先行して準備のために布設する各戸の引き込み管をいう。

（準備外線の布設）

第3条 準備外線の布設は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める条件を遵守することを確約する者に限って認めるものとする。

2 前項の確約に当たっては、宅地開発行為者及び準備外線申請者並びに準備外線布設工事を施行する高知市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）は、三者の連署でもって誓約書（様式1）を管理者に提出しなければならない。

（申請書等の提出）

第4条 準備外線布設工事を施行しようとする者は、指定工事業者を通じてあらかじめ管理者と協議を行い、関連する私設配水管等の新設工事と同時に申請するものとし、準備外線の位置を明示した図面を添付しなければならない。

2 前項の準備外線の位置を変更する場合は、事前に管理者の承認を受け、竣工後、変更位置を明示した竣工図面を管理者に提出しなければならない。

（施工基準）

第5条 準備外線の施工に当たっては、高知市給水条例、同施行規程及び高知市上下水道局給水装置工事施行要領等に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱いの終了)

第6条 準備外線の取扱いは、各戸の給水装置新設工事が竣工した時点で終了するものとする。

2 取扱いの終了した準備外線の所有権は、当該給水装置の所有者に帰属する。

(準備外線の撤去等)

第7条 管理者は、準備外線とメーターとの宅内横引き間隔が1メートルを超えた場合又は布設した準備外線を使用しない場合には、管理者が別に定める位置に新しく引き込み工事を施行させることができる。

2 前項の場合にあっては、第3条第2項に定める誓約書に連署した者の連帯責任で当該準備外線を撤去しなければならない。ただし、準備外線とメーターとの宅内横引き間隔が1メートルを超えた場合にあって、管理者が特に認めたときは、宅地内止水栓を新たに設置し、指定されたメーター位置まで横引きをすることができる。

(委任)

第8条 この指針に定めのないものについては、管理者が別に定める。

附 則

1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。

2 高知市水道局準備外線取扱（平成元年7月1日）は、廃止する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。